



## 児童手当制度が改正

6月から児童手当制度が改正されます。

◎非被用者（国民年金加入者又は、いずれの年金にも加入していない人）の場合は、児童手当の所得制限額を6人世帯で、現行の年収450万円未満から391万円未満に引き下げる予定です。

◎被用者（国民年金を除いた各種年金加入者）の場合は、6人世帯で、年収391万円以上560万円未満の人に対し、第3子以降の児童につき、月額5,000円の特例給付を行う予定です。

◎56年度は、所得が限度額以上あるとの理由で、受給資格が消滅された人でも、制度改正により新たに受給資格を得る場合もありますので、該当する人は5月中に申請してください。

◇受付場所 市社会課

◇必要なもの 印鑑・請求者名義の預金通帳・加入年金証書又は加入年金証明書

◇問合せ先 市社会課 内線569へ

### 昭和57年度児童手当所得制限額表

総収入額（所得控除前）

区分	非被用者 (円)	被用者 (円)
扶養親族等の数	0人	1,970,000
	1	2,384,000
	2	2,798,000
	3	3,185,000
	4	3,547,500
	5	3,910,000
	6	4,272,500
	7	4,635,000

## 母と子のよい歯の

## コンクール出場者を募集

◇応募資格

- (1)53年3月1日～54年2月28日までに生まれたもので56年4月～57年3月までの間に3歳児歯科健康診査を受けた幼児、およびその母親
- (2)こどもと母親に虫歯（治療歯も含む）がないこと
- (3)欠損歯がないこと

◇審査日時 5月26日(水) 14:00

◇審査会場 富士保健所会議室外

◇申込み方法 5月22日までに住所・電話・保護者氏名・こどもの氏名・生年月日と「母と子のよい歯のコンクール」審査に申し込みますとハガキに記入して、〒417 市内津田蓮台場217 富士保健所保健婦室へ ☎52-5010 なお、審査当日母子健康手帳を持参してください。

## いっせい防疫

月日	午前	午後
5月18日(火)	新浜 富士見ヶ丘	中丸
19日(水)	江川 柳島	
20日(木)	川成島 小須	前田 田子
21日(金)	前田新田 鮫島	橋下
24日(月)	四丁川原上 四丁川原下 四丁川原西 東芝四丁川原	四丁川原南 新町
25日(火)	水神 林町	浦町
26日(水)	四ッ家	
27日(木)	富士上中 富士下中	上町 富士緑ヶ丘
28日(金)	東田 旭町	湯沢平一 湯沢平二 瀬戸河原

## 5月の当直医

休日及び平日夜間の当直医は、富士市医師会が、急病患者のために定めたものです。急病のときだけご利用ください。

◇5月5日

外科 川村医院 61-4050 中島  
" 鈴木医院 52-2213 宇東川  
産婦人科 長野医院 61-1907 柚木

◇5月9日

外科 山崎医院 71-3315 厚原  
" 渡辺病院 51-3751 錦町1  
産婦人科 池田医院 21-2228 石坂

◇5月16日

外科 中央病院 61-8800 本市場  
" 石川医院 52-1985 浅間本町  
産婦人科 中島医院 51-4188

◇5月23日

外科 望月医院 61-8075 本市場  
" 清河医院 21-6212 広見西

産婦人科 谷 医院 61-0039

八幡町

◇5月30日

外科 藤井医院 61-7811 松岡  
" 吉原病院 52-0780 南町  
産婦人科 米山病院 52-3060

吉原4

※内科・小児科は医療センターで、  
歯科は歯科医師会館で行います。

◇平日の夜間

内科・小児科・外科は市役所北口  
警備員室 ☎51-0123 又は消防署 ☎51-0105 へおたずねください。